

トライアル雇用を行う中小建設事業主の皆さんへ

一般トライアルコース／障害者トライアルコースを受給する場合に

助成金を上乗せして受給できます！

トライアル雇用助成金(若年・女性建設労働者トライアルコース)

助成金の概要

求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、職業経験の不足などから就職が困難な求職者について一定期間試用雇用(トライアル雇用)を行う事業主に対し、必要な助成を行います。

支給対象

トライアル雇用を行う中小建設事業主

支給要件

- トライアル雇用助成金(一般トライアルコース または 障害者トライアルコース)の支給決定を受けること
- トライアル雇用の対象となる労働者について、次の2つの要件を満たすこと
 - トライアル雇用の開始時点で35歳未満の者または女性であること
 - トライアル雇用期間に主として建設工事現場での現場作業または施工管理に従事する者であること

支給額

トライアル雇用労働者1人につき、1か月当たり最大 **4万円**

※支給対象期間は1か月単位で最長 **3か月間**です。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL080113建港02

申請手続き

本コースの支給を受けるためには「支給申請書」の提出が必要です。

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース／障害者トライアルコース)の支給申請期間内に、本コースの「支給申請書」と添付書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

留意事項等

- ・本コースはトライアル雇用助成金(一般トライアルコース または 障害者トライアルコース)を受給する場合に上乗せして支給される助成金です。トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)は支給対象外となりますのでご注意ください。
一般トライアルコース、障害者トライアルコースの詳細については、厚生労働ウェブサイトをご覧いただぐか、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。
- ・本コースの支給対象となるトライアル雇用労働者は、トライアル雇用期間に主として「建設工事現場での現場作業または施工管理に従事する者」となります。
主として設計、測量、経理、営業などに従事する方は対象とはなりませんのでご注意ください。
トライアル雇用労働者が本コースの支給対象となるか判断に迷われる場合は、お近くの都道府県労働局へご相談ください。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧いただぐか、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局 お問い合わせ先

